

# グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務業務の手数料

## 1) 一戸建ての住宅

税抜（カッコ内は税込）単位：円

申請条件		手数料
通常申請		33,000 (36,300)
評価書等がある場合※1	5-1 断熱等性能等級4 もしくは 5-2 一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる評価書等	22,000 (24,200)
	5-1 断熱等性能等級4 及び 5-2 一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる評価書等	11,000 (12,100)

## 2) 共同住宅等※2

税抜（カッコ内は税込）単位：円

申請条件		手数料
通常申請		基本手数料 +戸あたり手数料×対象住戸数
		基本手数料※3 100,000(110,000)
		戸あたり手数料 2,000(2,200)
評価書等がある場合※1	5-1 断熱等性能等級4 もしくは 5-2 一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる評価書等	上記審査手数料の10分の5の額※4
	5-1 断熱等性能等級4 及び 5-2 一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる評価書等※5	上記審査手数料の10分の3の額※4

※1 評価書等手数料の適用は、5-1断熱等性能等級4、若しくは、5-2一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる評価書等（設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、フラット35S適合証明書、すまい給付金現金取得者新築対象住宅証明書、住宅性能証明書、BELS評価書、低炭素建築物新築等計画認定通知書等）が添付される場合に限りです。

※2 共同住宅等において2住戸/棟までは一戸建ての住宅の手数料に審査対象住戸数を乗じた額とします。

※3 共用部分を評価対象とする場合は、基本手数料に100,000円（税込110,000円）を加算します。

※4 共同住宅等における評価書等のある場合の手数料について、共用部分を評価している評価書等ではない場合は、共有部分の手数料は減額せず、100,000円（税込110,000円）とします。

※5 賃貸住宅の場合は、5-1断熱等性能等級4及び5-2一次エネルギー消費量等級5が確認できる評価書等とします。

① 計画変更の手数料は、当初の申請で適用された手数料の2分の1の額とします。ただし、共同住宅等の場合で、変更が一部住戸に限られる場合、一住戸あたり10,000円（税込11,000円）を乗じた額とすることができます。

② 電子情報処理組織による申請に伴い、延べ面積が300㎡以上1,000㎡未満の建築物で JTCが副本を作成する場合、10,000円（税込11,000円）当該副本を配送する場合、1,000円（税込1,100円）の手数料を、それ以外は別途見積とします。

③ JTCが副本配送する場合、1,000円（税込1,100円）の手数料が掛かるものとします。